

コンプライアンス基本規程

生活クラブ生活協同組合愛知

(目的)

第1条 本規程は、生活クラブ生活協同組合愛知（以下、「愛知単協」という）の業務を健全かつ適切に運営するためには、コンプライアンスの確立が最も重要であるとの認識をもって、コンプライアンスの整備・推進に関して、基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程に定めるコンプライアンスとは、法令ならびにこの会の定款・規約・規則・規程類、および広く社会に通用している社会的責任について倫理・規範を遵守することをいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、愛知単協の事業や活動に従事する役員、職員（いかなる形態であっても雇用契約を結んでいる者、以下「役職員等」という）に適用する。

(コンプライアンス推進の目的)

第4条 この会は、社会的責任を果たし、最も信頼される誠実な組織に向けて、継続的に取組みを重ねて、コンプライアンス推進の徹底をはかるものとする。

(コンプライアンス担当役員)

第5条 この会は、コンプライアンス担当役員1名を置く。
2. コンプライアンス担当役員は代表理事とする。
3. コンプライアンス担当役員はコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、各施策の推進および運営の責務を担う。

(役職員等の責務)

第6条 役職員等は、コンプライアンス推進の趣旨を実践するとともに、問題発生 of 懸念については、理事、管理職、担当部門との問題共有化を図る。

(管理職の責務)

第7条 管理職は、担当組織の事業と活動におけるコンプライアンス推進を率先する。問題発生 of 懸念や発生した場合はすみやかに是正措置と再発防止措置を講じる。

(コンプライアンス推進についての意思決定)

第8条 理事会は、コンプライアンス推進体制の構築、運用に関する基本方針および重要な施策を決定するとともに、少なくとも毎年度1回、ならびに必要なに応じて都度、コンプライアンス遵守状況を把握し、問題があればすみやかに是正を指示する。

(コンプライアンス推進)

第9条 日常的なコンプライアンスの推進は、マニュアル等別途定めて具体化する。

(コンプライアンス推進計画立案と実施・点検)

第10条 愛知単協としてコンプライアンス推進会議を設置し、コンプライアンス推進計画を立案する。

2. 構成メンバーは代表理事・管理職（部課長職）とし、コンプライアンス推進計画の実施を牽引し、コンプライアンス推進会議において評価と点検を行なう。

（コンプライアンス教育研修）

第11条 コンプライアンス推進計画の評価・点検の結果にもとづき、役職員等を対象としたコンプライアンス推進教育研修を実施する。

（問題提起の奨励）

第12条 コンプライアンス推進においては、マイナス情報も含めて問題提起を奨励し、名実ともに「風通しの良い組織風土」を構築することを重視する。

(1) 役職員等は、事業と活動におけるコンプライアンスを推進するために、問題を提起することが奨励されるとともに、その問題提起によって嫌がらせや不利益を受けないことが保証される。

(2) 問題提起は、通常の業務執行の場面の他にも、担当窓口を設けて直接的にできるようにする。担当役員はその報告を受けて必要な対処を行なう。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行なう。

附 則

（施行期日）

この規程は2025年2月20日から施行する。

コンプライアンス推進基本方針

生活クラブ生活協同組合愛知

「コンプライアンス基本規程」の規定にもとづき、コンプライアンス推進基本方針を以下に定める。

1. 周知

役員改選後、及び事務局機構変更・人事異動の後、4月（または6月）に、理事会・部・施設ごとの会議において、「コンプライアンス基本規程」ならびに、コンプライアンス推進基本方針を配付し内容を確認する。

2. 注意喚起

- ① コンプライアンス基本規程の実効性を保つため、各部署ごとに都度会議で「コンプライアンス推進」を議題に挙げ、気づいた点を報告・共有し、課題抽出と改善策について必要に応じて討議確認する。
- ② 理事会・経営会議においても「コンプライアンス推進」を議題に挙げ、各部署から必要に応じて報告・提案を行なう。

3. 研修

役職員等の研修において、コンプライアンス推進をテーマに挙げた研修を実施する。

4. 方針に対する改廃決議

この方針の改廃は理事会の議決をもって行なう。

以上